

朝霞市選挙管理委員会臨時会議事録

令和元年10月26日

選挙管理委員会事務局

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	朝霞市選挙管理委員会臨時会	
開 催 日 時	令和元年10月26日（土） 午前10時00分から 午前10時21分まで	
開 催 場 所	市役所 別館5階 大会議室（奥）	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 0人	

朝霞市選挙管理委員会臨時会

令和元年10月26日(土)
午前10時00分から
午前10時21分まで
市役所別館5階 大会議室(奥)

1 開会

2 委員長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議題

定時登録関係

議案第116号 定時登録の登録日を変更することについて

参議院埼玉県選出議員補欠選挙関係

議案第117号 選挙人名簿から抹消することについて

朝霞市議会議員一般選挙関係

議案第118号 投票所の指定について

議案第119号 期日前投票所の指定について

議案第120号 投票所における候補者氏名等掲示の掲載の順序を定めるくじを行う
日時及び場所の決定について

議案第121号 告示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定につ
いて

議案第122号 啓発宣伝計画の決定について

議案第123号 ポスター掲示場設置の場所の決定について

議案第124号 ポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日の決定について

議案第125号 選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定につ
いて

議案第126号 選挙公報の様式を定めることについて

5 閉会

出席委員（４人）

委 員 長	細 田 昭 司
委員長職務代理	加 藤 洋 子
委 員	曾根田 晴 美
委 員	門 傳 忠 二

事務局（３人）

事 務 局	選挙管理委員会事務局長	渡 辺 淳 史
事 務 局	選挙管理委員会事務局主幹兼局次長	高 田 隆 男
事 務 局	選挙管理委員会事務局選挙係長	佐 藤 真

資料一覧

- ・選挙管理委員会臨時会次第
- ・選挙管理委員会臨時会 出席一覧表
- ・議案第 1 1 6 号 定時登録の登録日を変更することについて
- ・議案第 1 1 7 号 選挙人名簿から抹消することについて
- ・議案第 1 1 8 号 投票所の指定について
- ・議案第 1 1 9 号 期日前投票所の指定について
- ・議案第 1 2 0 号 投票所における候補者氏名等掲載の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について
- ・議案第 1 2 1 号 告示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について
- ・議案第 1 2 2 号 啓発宣伝計画の決定について
- ・議案第 1 2 3 号 ポスター掲示場設置の場所の決定について
- ・議案第 1 2 4 号 ポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日の決定について
- ・議案第 1 2 5 号 選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について
- ・議案第 1 2 6 号 選挙公報の様式を定めることについて

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

◎2 委員長あいさつ

○細田委員長

おはようございます。

ただいまから、朝霞市選挙管理委員会臨時会を開きます。

参議院埼玉選挙区の補欠選挙は、いよいよ明日投開票日です。当委員会としても、万全の態勢で臨みたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

◎3 会議録署名委員の指名

○細田委員長

それでは、日程3、会議録署名委員の指名でございます。

委員会規程第18条によりまして、門傳委員、よろしくお願いいたします。

○門傳委員

はい、了解です。

◎4 議題 定時登録関係

議案第116号 定時登録の登録日を変更することについて

○細田委員長

日程第4、議題でございます。

定時登録関係、「議案第116号 定時登録の登録日を変更することについて」を議題といたします。

直ちに説明をお願いいたします。

高田次長。

○事務局・高田主幹兼局次長

議案第116号、定時登録の登録日を変更することについて。

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、令和元年12月に行う定時登録の登録日を次のとおり変更することについて議決を求める。

令和元年10月26日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

登録日を令和元年12月2日。1日が日曜日ですので、2日に移動するものでございます。

以上です。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か、御質疑ございますか。

よろしいですか。

(はい、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第116号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第116号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院埼玉県選出議員補欠選挙関係

議案第117号 選挙人名簿から抹消することについて

○細田委員長

次に、参議院埼玉県選出議員補欠選挙関係でございます。

「議案第117号 選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。

説明をお願いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

選挙人名簿から抹消することについて。

次の者は、公職選挙法第28条に該当するので選挙人名簿から抹消することについて議決を求め
る。

令和元年10月26日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男183人、女163人、計346人となっています。

令和元年6月9日から令和元年6月26日までに転出等した者及び令和元年10月26日までに
死亡した者となっております。

1枚おめくりいただきまして、第1投票区から第23投票区までの当日有権者数を掲載してござ
います。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

よろしいですか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第117号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって議案第117号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 朝霞市議会議員一般選挙関係

議案第118号 投票所の指定について

○細田委員長

次に、朝霞市議会議員一般選挙関係でございます。

議案第118号、「投票所の指定について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

高田次長。

○事務局・高田主幹兼局次長

議案第118号、投票所の指定について。

令和元年12月1日執行の朝霞市議会議員一般選挙における投票所を次のとおり指定することについて議決を求める。

令和元年10月26日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

下に23か所の投票区、投票所を記載してございます。

以上です。

○細田委員長

質疑ございますでしょうか。

よろしいですか。

(はい、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第118号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(意義なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第118号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 朝霞市議会議員一般選挙関係

議案第119号 期日前投票所の指定について

○細田委員長

次に、議案第119号、「期日前投票所の指定について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

高田次長。

○事務局・高田主幹兼局次長

議案第119号、期日前投票所の指定について。

令和元年12月1日執行の朝霞市議会議員一般選挙における期日前投票所を次のとおり指定することについて議決を求める。

令和元年10月26日提出、朝霞市選挙管理委員会委員長。

期日前投票所で、朝霞市役所、それから、朝霞台出張所に設けさせていただきまして、期間は、令和元年11月25日、告示日の翌日から令和元年11月30日、投票日の前日までとなっております。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。よろしいですか。

(はい、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第119号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第119号は原案のとおり承認されました。

◎ 4 議題 朝霞市議会議員一般選挙関係

議案第 1 2 0 号 投票所における候補者氏名等掲示の掲載の順序を定めるくじを行う
日時及び場所の決定について

○細田委員長

次に、議案第 1 2 0 号、「投票所における候補者氏名等掲示の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について」を議題といたします。

直ちに説明をお願いします。

高田次長。

○事務局・高田主幹兼局次長

議案第 1 2 0 号、投票所における候補者氏名等掲示の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について。

令和元年 1 2 月 1 日執行の朝霞市議会議員一般選挙において、公職選挙法第 1 7 5 条第 1 項の規定に基づき行う候補者の氏名等の掲示につき、同条第 3 項本文の規定に基づき行うくじの日時及び場所を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和元年 1 0 月 2 6 日提出、朝霞市選挙管理委員会委員長。

日時は、令和元年 1 1 月 2 4 日。告示日の午後 5 時 5 分。場所は、朝霞市役所内でございます。

以上です。

○細田委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、議案 1 2 0 号につきまして、何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 1 2 0 号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 1 2 0 号は原案のとおり承認されました。

◎ 4 議題 朝霞市議会議員一般選挙関係

議案第 1 2 1 号 告示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について

○細田委員長

次に、議案第121号、「告示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について」を議題といたします。

説明をお願いします。

高田次長。

○事務局・高田主幹兼局次長

議案第121号、告示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について。

令和元年12月1日執行の朝霞市議会議員一般選挙における公職選挙法施行令第53条第1項、第59条の4第4項及び第59条の5の4第7項の委員会の定める日は、告示日前2日（11月22日）とすることについて議決を求める。

令和元年10月26日提出、朝霞市選挙管理委員会委員長。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

121号につきまして、何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

（なし、の声）

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案121号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（異議なし、の声）

御異議なしと認めます。

よって、議案第121号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 朝霞市議会議員一般選挙関係

議案第122号 啓発宣伝計画の決定について

○細田委員長

次に、議案第122号、「啓発宣伝計画の決定について」を議題といたします。

説明をお願いします。

高田次長。

○事務局・高田主幹兼局次長

議案第122号、啓発宣伝計画の決定について。

令和元年12月1日執行の朝霞市議会議員一般選挙における啓発宣伝計画を別紙のとおり定めることについて議決を求める。

令和元年10月26日提出、朝霞市選挙管理委員会委員長。

1枚おめくりいただきまして、まず、臨時啓発についてでございます。

「掲示」として、懸垂幕、横断幕。それから、のぼり旗。ポスター、電光掲示板につきまして、記載のとおり掲示を行う予定でございます。

裏面に行ってくださいまして、まず「文章」として、選挙のお知らせを朝霞市広報の11月号。合わせまして、ホームページに掲載をいたします。それから、選挙公報につきましては、まず市のホームページに11月25日に掲載予定です。その後、ポスティングを行いまして、各戸配布。11月26日から30日土曜日までの予定で配布を行う予定です。ホームページ、ツイッター、フェイスブックなどインターネット関連につきましても、11月1日を予定してございます。

その下、「口頭宣伝」。広報車による巡回、それから防災無線による広報を記載のとおり行う予定でございます。

次のページに行きまして、街頭啓発でございます。

今回の街頭啓発、まず配布物につきましては、マスク。本市で購入しましたものを配布する予定でございます。配布数は、5,500個を予定しておりまして、下の方へ行きまして、支部別、明るい選挙推進協議会の支部ごとに実施していただく啓発の中で啓発物を配布していただく予定でございます。

宣伝計画につきましては、以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

122号につきまして、何か御質疑ございますか。

○門傳委員

ちょっとよろしいですか。

○細田委員長

どうぞ、門傳委員。

○門傳委員

この前配ったのいつでしたか。24日に朝霞駅の前で啓発したのですが、そのときの話で、事務局から、市議会議員選挙は啓発はありませんという話をされて、来た17人ぐらいの方は、では、これが最後ですねという話で解散しているのですが。

○細田委員長

はい、高田次長。

○事務局・高田主幹兼局次長

あのお話というのは、駅前での全体での啓発については、市議会議員の際には行わないというお話でございます。少し説明が不足していたかもしれないのですが、支部ごとには、記載されている店舗の前の道路などでは啓発は行っていただくような形になるというところでございます。

○門傳委員

了解です。

○加藤委員長職務代理

すると、私たちはどうなるのですか。

○細田委員長

高田次長。

○事務局・高田主幹兼局次長

駅前での街頭啓発を予定していないものですので、今回は委員の方々については、ないというところでは。

○事務局・渡辺事務局長

今のこの計画の中では、委員の方の啓発活動というのは想定されてはいないです。

○加藤委員長職務代理

はい。分かりました。

○細田委員長

よろしいですか。

○加藤委員長職務代理

すみません。このポスティングの件で、26日から30日までですよ、ポスティング。30日よりもうちょっと前に終わらないですか。

○細田委員長

どうぞ。

○事務局・高田主幹兼局次長

この配布予定期間につきましては、公報の配布の市の条例で、前日までに配布を終わらせるという規定なので30日土曜日と記載してございますが、実際には、配布業者の方には、今回の参議院の補選などでも都合3日ほどで配布終了していますので、28日頃には終わる予定で計画しています。

○加藤委員長職務代理

そうですか。分かりました。

すみません、ありがとうございました。

○細田委員長

ほかに、ございますか。よろしいですか。

ほかになければ、質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

122号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

異議なしと認めます。

よって議案第122号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 朝霞市議会議員一般選挙関係

議案第123号 ポスター掲示場設置の場所の決定について

○細田委員長

次に、議案第123号、「ポスター掲示場設置の場所の決定について」を議題といたします。

説明をお願いします。

高田次長。

○事務局・高田主幹兼局次長

議案第123号、ポスター掲示場設置の場所の決定について。

令和元年12月1日執行の朝霞市議会議員一般選挙における朝霞市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例第1条の規定によるポスター掲示場を別紙のとおり設置することについて議決を求める。

令和元年10月26日提出、朝霞市選挙管理委員会委員長。

おめぐりいただきますと、市内173か所のポスター掲示場の設置箇所につきまして、一覧で掲載されてございます。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。何か質疑ございますか。

(ありません、の声)

よろしいですか。

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第123号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第123号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 朝霞市議会議員一般選挙関係

議案第124号 ポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日の決定について

○細田委員長

次に、議案第124号、「ポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日の決定について」を議題といたします。

直ちに説明をお願いします。

高田次長。

○事務局・高田主幹兼局次長

議案第124号、ポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日の決定について。

令和元年12月1日執行の朝霞市議会議員一般選挙において、公職選挙法第144条の2第10項において準用する同条第5項の規定により候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日は、11月24日とすることについて議決を求める。

令和元年10月26日提出、朝霞市選挙管理委員会委員長。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。何か質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第124号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第124号は、原案のとおり承認されました。

◎ 4 議題 朝霞市議会議員一般選挙関係

議案第 1 2 5 号 選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について

○細田委員長

次に、議案第 1 2 5 号、選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定についてを議題といたします。

直ちに説明をお願いします。

高田次長。

○事務局・高田主幹兼局次長

議案第 1 2 5 号、選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について。

令和元年 1 2 月 1 日執行の朝霞市議会議員一般選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和元年 1 0 月 2 6 日提出、朝霞市選挙管理委員会委員長。

日時、令和元年 1 1 月 2 4 日午後 5 時 5 分。場所、朝霞市役所内。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か質疑ございますか。よろしいですか。

(なし、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 1 2 5 号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 1 2 5 号は原案のとおり承認されました。

◎ 4 議題 朝霞市議会議員一般選挙関係

議案第 1 2 6 号 選挙公報の様式を定めることについて

○細田委員長

次に、議案第 1 2 6 号、選挙公報の様式を定めることについてを議題といたします。

説明をお願いします。

高田次長。

○事務局・高田主幹兼局次長

議案第126号、選挙公報の様式を定めることについて。

令和元年12月1日執行の朝霞市議会議員一般選挙において、朝霞市選挙公報発行規定第8条の規定に基づき選挙公報の様式を別紙のとおり定めることについて議決を求める。

令和元年10月26日提出、朝霞市選挙管理委員会委員長。

次の紙でございますけれども、公報の様式です。それから、一番上部に、「令和元年12月1日執行朝霞市議会議員一般選挙公報 朝霞市選挙管理委員会」。一番下には、投票日、「12月1日（日）は投票日です 投票時間 午前7時から午後8時まで」。こちらの記載している語句は、前回4年前の公報の記載している語句と同じです。

最後に載せてあります枠で数字がございますけれども、実際のくじで定まった順序につきましては、左上から1、2、3、4と続きます。

説明は、以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か質疑ございますか。よろしいですか。

（なし、の声）

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案126号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（異議なし、の声）

異議なしと認めます。よって、126号は原案のとおり承認されました。

この際でございますが、委員の方から何かございますか。

はい、どうぞ。

○門傳委員

1点だけ。ちょっと確認させてほしいのですが、10月9日に選挙管理委員会をやりまして、そのときに議案第105号ということで、期日前投票所の投票立会人の選任がここで可決されました。市役所は問題なかったのですが、朝霞台出張所の方の投票立会人が、10月11日の初日から4日間、計8人の名前がこの10月9日に議論したメンバーと、会場に用意してあった氏名が、8人の名前が異なっていました。こういうことは、やはり二重帳簿ではないですけどもちょっとおかしいのかなというふうに思うのですが、どうしてこうなったのかなという疑問が湧いたのですが。

○細田委員長

高田次長、答弁してください。

○事務局・高田主幹兼局次長

申し訳ございません。議案作成の際、事務処理、パソコンで作っている際のコピーで貼り付ける部分が間違っておりまして、それ以降確認不足で印刷をしてしまったということで、大変申し訳ございませんでした。以後、今回もそうですが、以後の議案につきましても、確認を徹底してまいりたいと思っております。申し訳ございません。

○細田委員長

よろしいですか。

あとは、何かございますか。ないですか。

事務局は、何かありますか。

○事務局・高田主幹兼局次長

特にございません。

◎5 閉会

それでは、以上をもちまして朝霞市選挙管理委員会臨時会を閉会いたします。

ありがとうございました。